

開 議

○蒲生光男議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔議会運営委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、1日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第1号に反対1名、賛成1名の討論の通告がなされております。また、議案第10号、議案第28号、議案第30号にそれぞれ反対1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、人事案件2件、議会案3件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審査を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせの通り、提案説明後、質疑と討論を省略し直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査申し出書を発議いただき、表決を行います。

全議案の審議終了後、市長からあいさつを受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○蒲生光男議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第26号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について外36件

○蒲生光男議長 日程第1、議案第26号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第37、議案第11号 平成24年度長井市水道事業会計予算までの37件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

我妻 昇総務常任委員長。

(我妻 昇総務常任委員長登壇)

○我妻 昇総務常任委員長 おはようございます。

平成24年第1回市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案2件、請願2件について審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、議会日程に従い、去る3月12日

に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め、審査をいたしました。

それでは、議案第26号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、市町村の基本構想に関する規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に当たり、企画調整課長からは、地方自治法の一部改正により市町村の基本構想に関する規定である地方自治法第2条第4項が削除された。長井市まちづくり基本条例第13条にこれを引用する規定があるため、関係する部分の文言を整理するものである。なお、総合計画の策定は、現時点は義務ではなく、各自治体の判断によるとなっているが、長井市では人口減少、高齢化への対応、雇用の場の創出、市民との協働による公共づくりなど、目指すべき将来像を定め、総合的に施策の方向性を示すことが必要で、総合計画は策定されるべきと判断するとの説明を受けたところです。

質疑に入り、委員からは、24年以降は具体的にどのような展開になっていくのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、総合計画の策定のめどを平成25年11月ごろと考えている。24年度は、市民の意識調査と、その取りまとめ、地区ごとに総合計画の考え方の説明を行う一方、総合計画の骨格部分は山形大学に調査研究をお願いしたいと考えている。さらに、山形大学の先生には、地区別計画の必要性についての講演もいただきたいと考えている。現在進行中の未来塾の5つのゼミは、24年度後半より一つに絞り、提案を聞いていきたい。総合計画について市から諮問を受け、答申することになる振興審議会は、24年度中に三、四回程度開催し、25年度も同様に開催していきたい。庁内では、策定委員会またはワーキンググループを組織し、各

課が同じ意識で総合計画づくりに取り組めるよう調整を行う。議会には、その都度、策定作業のやり方や進捗状況について説明申し上げたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市の最高規範に基づき、個別の計画策定にも入っていくと理解していかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、基本条例の第13条第2項では、総合計画は進捗状況を定期的に公表し、第3項では、市は特定の分野における政策の基本的な方向を明らかにする計画は、総合計画との整合に留意して策定しなければならないとあるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第26号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 長井市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市の地域防災計画の改定に当たり、防災会議の委員の構成を見直すため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、防災会議の委員に地域により密着した公共的団体の役職員を新たに加え、防災会議の所掌事務を効果的に遂行する新たな役職員は、地区長連合会長、民生委員・児童委員協議会長、女性の会会長、自主防災組織連合会会長を考えている。防災会議の所掌事務は、長井市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること、長井市の地域に係る災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集すること、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務であるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、長井市の防災計画は、5年ごと、10年ごとに見直すとか、あらかじめ計画を定めているのかとの質疑がなされ、総務課長からは、国の防災基本計画、県の地方防災計画が修正されれば、機を同じく対応し、常に修正を図りながら最新のものを備えておく

性格のものであるとの答弁を受けたところであり
ます。

また、委員からは、長井市の場合、10年間見
直ししてこなかったというが、災害を住民に周
知するシステムとか、自主防災組織の立ち上げ
等の課題があったのではないか。また、緊急性
はなかったのかとの質疑がなされ、総務課長か
らは、この間、関連法規も大きく変わり、また、
防災計画の構成も一昔二昔前の構成となり、災
害の予防、災害の応急、災害の復旧、震災対策、
風水害対策、さらには個別対策としての原子力
の対応も含め、事務が手薄になっていたと反省
しなければならないと答弁を受けたところであ
ります。

また、委員からは、国には防災士の制度があ
り、地域的に異動の少ない郵便局長などは、ほ
とんど職場なり、地域の安全を含め研修を受け、
資格を持っているが、行政なりに出ていくチャ
ンスがないと聞き及んでいる。日中、家庭にお
られる若い方々が少ない中、こうした方々は大
切であり、防災会議のメンバーとしても貴重だ
と考えているが、いかがかとの質疑がなされ、
総務課長からは、第1号委員から第7号委員ま
で、国、県、指定公共機関から入っていただき、
災害予防、災害応急、災害復旧に当たり対応す
る内容も示している。それぞれの機関が連携を
とらなければならない部分も多々あり、業務継
続計画、個別のマニュアル等、防災計画の下位
の計画の整備をしていただく流れであるとの答
弁を受けたところでした。

また、委員からは、8号の委員には防災研究
所など専門機関や大学の方々に参画いただき、
机上での想定訓練等も必要ではないかとの質疑
がなされ、総務課長からは、3.11の東日本大
震災を受け、自主防災組織も含め、市民の目線
でさまざまな対応を想定し今回の改正の動きに
つながっている。防災会議条例には専門家の意
見も聞ける条文もあり、必要があれば進めてい

きたいとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、防災会議を充実するには
委員を限定せず増員すべきではないか。自主防
災組織も67%の組織率というが、その後、動き
はないかとの質疑がなされ、総務課長からは、
委員にならないと意見が反映できないものでは
決してない。防災会議の中では細かいところま
で議論できるような素材を常に用意したい。ま
た、組織率だけでなく、組織を立ち上げて実
際の活動で苦慮されている団体もあり、県の補
助メニューや市の財政計画での支援など、息の
長い形で組織育成を図りたいとの答弁を受けた
ところでした。

また、委員からは、8号委員のあり方はもっ
と柔軟に考えることが必要ではないか。特に社
会的弱者を守る意味では、老人会なり、子供を
持つ親の方々、また、集落ごとの組織にどれだ
け女性の方が参加されているか疑問であるとの
質疑がなされ、総務課長からは、今回お示しし
たのはあくまで案であり、防災組織の運営でも、
地区長会の活動でも女性の方の参画が大いに求
められている。防災という身近にならざるを得
ないテーマの中で対応をスムーズにするため、
最終的に市長が定めるということですのでお任
せいただきたいとの答弁を受けたところでした。

討論に入り、委員からは、本案は、第3条の
構成メンバーについてこれから見直しを図り、
検討していくという目的での改正であり、いろ
いろな立場の人に入っていただくよう検討をお
願いし、賛成するとの意見が出されたところ
であります。

採決の結果、議案第27号は、全員一致で原案
のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 消費税10%への増税中止
について、意見書の提出を求める請願について
ご説明申し上げます。

本請願は、西置賜革新懇話会代表世話人、今
泉義憲氏から提出されたものであります。本請

+

願の趣旨とするところは、国民の暮らしと経済活動が、長引く不況に加え、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故によりかつてない深刻な状況にある。こうした中、政府は、社会保障と税の一体改革と称して消費税率を現行の2倍の10%にしようとしている。この動きは、庶民の暮らしや経済活動に大きな打撃を与え、消費や景気にも悪影響となり、財政危機はさらにひどくなることが予想される。一方で、このたびの改革では、年金支給の切り下げなども計画される中、社会保障を堅持するための財源は、あらゆる無駄を削り、負担能力に応じた税と社会保険料で賄う原則を貫くよう、消費税の増税計画中止を求める意見書を議会として国に提出することを求めるものであります。

質疑に入り、委員からは、このたびの請願は消費税の増税に対する反対なのか、それとも今回の提出に反対するものなのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、今回のことは現行の5%から段階的に8%、さらには10%にしていく計画で、これはやめていただきたいとの意味合いである。平成24年度の国家予算を見ると、既に社会保障関係と復興財源は別なものとしてとらえており、やみくもに消化できないほどの膨大な予算が復興に向けられているが、被災された方々の生活向上につながっていないのが問題だと感じているとの答弁を受けたところです。

また、紹介議員からは、社会保障のための増税というが、引き上げる5%のうち4%は社会保障の安定分と言いながら、これは社会保障予算の財源を消費税に置きかえるだけであり、残りの1%も社会保障の充実に充てると言いながら、一方では、老人医療費の引き上げ、子ども手当の引き下げ、年金支給開始年齢の引き上げなども検討されており、市民生活にも大きな影響を与えることになるとの説明を受けたところでもあります。

また、委員からは、請願趣旨にある負担能力

に応じた税で賄うとあるが、これはどのようなことを想定したものかとの質疑がなされ、紹介議員からは、私どもは消費税の増税ではなく、担税能力に応じた応能負担原則に基づく不公平税制の是正、企業の社会保障の拡大の2つを考えている。ただ、不公平税制の改革をしてもすぐには社会保障の充実にはならず、保障の充実と、それに見合う財源の確保をもって段階的に進めていこうと考えているとの答弁を受けたところです。

討論に入り、委員からは、請願は至極当然であり、今の生活状況や経済状況の中で消費税を上げることは理解できず、請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する件についてご説明申し上げます。

本請願は、さようなら原発県民アクション呼びかけ人代表、高橋義夫氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の連続爆発、炉心溶融事故は深刻な放射能汚染を引き起こし、いまだ収束のめどが立たない。住民は、住みなれた家、職場を離れ、長期にわたる避難生活を余儀なくされ、人類と核の共存が困難であることを突きつけている。こうした中、吉村山形県知事は、卒原発を提唱し、新たなエネルギー戦略策定を目指している。このような状況を踏まえ、原子力に依存しないエネルギー政策への転換を求める意見書を議会として、政府、関係機関に提出するよう求めるものです。

質疑に入り、委員からは、現在の原発の稼働基数は何基か。また、夏のエネルギー不足の心配はないかとの質疑がなされ、紹介議員からは、54基中2基が稼働しており、この2基も4月末

で動かなくなるが、その際いかほどの電力不足が生じるか、明らかにされていない状況であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、脱原発は賛成だが、これによりエネルギーコストはどのように変わるものかとの質疑がなされ、紹介議員からは、今年の夏、今年の冬ともに火力発電により乗り切った。化石燃料は輸入に頼るしかなく、電力コストは高い状態にあるのは確かであるとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、脱原発、卒原発、いわゆる原子力発電に電力を依存しないことを打ち出さない限り、産業構造の転換にはならないのではないかとの質疑がなされ、紹介議員からは、輸入した燃料を燃やすことはいつまでも続くわけがない。山形県はエネルギー戦略を明らかにしたが、30年まで原発1基分の100万キロワットの電力を再生可能エネルギーでつくるべくブロック別に展開されようとしている。また、民間での再生エネルギーのシステムづくりも着実に進み、それらを連動させ、整理しなければならない時期と考えるとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、再生可能エネルギーの普及促進の動きについて伺いたい。火力発電は温暖化問題が伴い、代替エネルギーは自然エネルギーしかないと考えるが、市はどう取り組んでいくべきと考えるかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、山形県は（仮）山形県エネルギー戦略を策定し、再生可能エネルギーの供給基地化を打ち出しているようである。国も国家戦略会議で基本戦略を策定し、エネルギーは白紙から見直すこと、原発依存を軽減すること、また、総エネ、蓄エネ、省エネの方向性をきちっと示しており、民間の研究機関もそのような体系に従って動くのではないか。山形県は本市の野川土地改良区の水路を利用した小水力発電を有力視している。本市で一番有望な再生可能エ

ネルギーは小水力発電であり、情報をとりながらかわり方を探りたいとの答弁を受けたところです。

また、市民課長からは、太陽光発電、風力発電のほかにも17項目に分けられた再生可能エネルギーがあり、置広の廃棄物発電もその例である。また、国の地域グリーンニューディール基金があり、防災拠点での停電時の対応が求められていることもあり、本市では、太陽光発電を県と合わせて進めたいと検討中であるとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、請願団体はどういう組織か知りたい。また、こういう世相でエネルギー見直しについては、国民の意識が高まる中、さまざまな方々、立場で検討する上で議会の立場も非常に大事なところであると感じる。また、請願には、放射能の汚染処理に万全を期すとあるが、瓦れき、廃炉処理、除染作業で集めた灰など、原発をどのように収束するか、方法論について語られていることがあれば伺いたい。また、小水力発電には水利権の問題が伴い、他の河川で水利権の問題がクリアしないと、全県的、全国的取り組みにはなり得ないと思うが、その辺の情報を伺いたいとの質疑がなされ、紹介議員からは、さようなら原発県民アクションは、直木賞作家高橋義夫氏、高島町の有機農業の星寛治氏など、NPO、大学関係者など、県内の著名人11名が呼びかけ人となり、結成されたものである。瓦れき処理は風評等によりなかなか進まないのが現実だが、ここ数日、全国の自治体でも処理受け入れの動きが広がりを見せている。廃炉の処理は2051年を最終計画年として昨年12月に国が方向性を示しているが、燃料処理、土砂、落ち葉の保管や最終処理の道筋もついておらず、汚染処理には万全を期さなくてはならない。そこはきちんと情報公開しようと考えているところであるとの答弁があり、企画調整課長からは、水利権については農林水産省と国土

+

交通省で整合性がとれていない状況であるが、国家戦略会議の中で今後進むべき方向としてエネルギー生産への農山漁村資源の活用があり、国として統一されたものが出てくると思うとの説明を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、国民の暮らし、考え方については、今までとは違った視点でエネルギーを考え、創造する力が必要である。政府にもきちっとしたエネルギー政策の見直しと新しい戦略並びに事後処理を求めることを含め、国に要請することに賛成するとの討論がなされたところです。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑がないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第26号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第4、請願第3号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する件までの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第26号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、総務委員長報告のと

おり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第27号 長井市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、請願第1号 消費税10%への増税中止について、意見書の提出を求める請願の1件について、総務委員長の報告は、採択であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。

よって、請願第1号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第3号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する件の1件について、総務委員長の報告は、採択であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。